

安城市任期付短時間勤務職員（事務職） 採用候補者試験【追加募集】実施要項

1 採用予定人員、受験資格等

職種	採用 予定	勤務形態	職務内容	受験資格	
				免許・資格等	年齢
事務職A	5人 程度	週30時間 (1日6時間× 5日)	窓口受付な ど各種行政 事務	パソコンの基本 操作（文書作成 や表計算処理な ど）ができる人	昭和40年4月 2日以降に生ま れた人
事務職B	5人 程度	週31時間 (1日7.75 時間×4日)			
事務職C (施設勤務)	5人 程度	週31時間 (1日7.75 時間×4日)	事業の企画 ・運営や窓 口業務など		

※合格者は、令和7年4月1日に採用する予定です。

※2つ以上の職種又は任期付職員採用候補者試験と併願することはできません。

※採用期間は1年とし、勤務成績により更新の可能性があります、最長3年とします。

なお、任期満了後に再度の任用を希望する場合は、改めて試験を受けなければなりません。

※事務職Cは、地区公民館などの土曜日、日曜日及び祝日に開館する施設に勤務します。

2 任用期限

正規職員の定年引き上げに伴い、任期付短時間勤務職員の任用期限も次のとおり段階的に引き上げます。

令和7～8年度	62歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和9～10年度	63歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和11～12年度	64歳に達する日以後における最初の3月31日まで
令和13年度以後	65歳に達する日以後における最初の3月31日まで

3 受験申込方法

申込方法	<p><u>申込期間内に、次の①から③までの手続を行ってください。</u></p> <p>①仮登録 安城市公式ウェブサイトから試験一覧ページにアクセスし、各職種の試験区分をクリックして申込手続（氏名、メールアドレス等の入力）をしてください。</p> <p>②本登録 仮登録完了後、登録したメールアドレスに送付されるURLにアクセスし、本登録を完了してください。 ※仮登録完了のメールが届かない場合は、迷惑メールとして処理されていないか確認してください。</p> <p>③申込み 本登録完了後、応募者マイページにログインし、応募者情報（志望理由等）を入力してください。</p>
受付期間	令和6年11月13日（水）から同年12月18日（水）まで
安城市公式ウェブサイト	https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shokuinboshu/ninkitsuki.html 

※申込みはオンライン申請に限ります。書類の郵送又は持参による申込みはできません。

4 書類選考及び試験

(1) 書類選考

書類選考の結果は、合格又は不合格にかかわらず、申込者全員に12月25日（水）までにメールで通知します。期日を過ぎてもメールが届かない場合は、人事課人事係に連絡してください。

(2) 試験

試験内容	試験日程	結果通知
<ul style="list-style-type: none"> ・事務能力基礎試験（国語能力及び数的処理能力） ・個別面接試験 	令和7年1月11日（土）	1月下旬

5 給与

(1) 初任給（地域手当を含む。）

ア 事務職A 175,499円

イ 事務職B 181,350円

ウ 事務職C 181,350円

※令和6年4月1日現在（社会経済情勢の変化に応じて改定される場合があります。）

※4年制大学以外を卒業した場合は、職歴によって金額が異なる場合があります。

(2) 諸手当

期末勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当（時間外勤務を行った場合）等を支給します。

6 勤務時間及び出勤日

(1) 事務職A 週30時間(1日6時間×5日)

ア 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までの間の6時間

※時間帯は、配属先ごとに指定します。

イ 出勤日

原則として月曜日から金曜日まで

(2) 事務職B 週31時間(1日7.75時間×4日)

ア 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで

※例えば、環境クリーンセンター又は清掃事業所に勤務する場合などは、勤務時間が午前8時15分から午後5時までとなる場合があります。

イ 出勤日

原則として月曜日から金曜日までの間の4日間

※例えば、環境クリーンセンター又は清掃事業所に勤務する場合などは、月に1回程度土曜日、日曜日に勤務があります。

※出勤する日は、配属先ごとに指定します。

(3) 事務職C 週31時間(1日7.75時間×4日)

ア 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで

イ 出勤日

施設休館日以外の週4日間

※原則として、土曜日、日曜日及び祝日は、交替での勤務となります。

7 時間外勤務

繁忙期には、必要に応じて時間外勤務があります。

8 休暇等

休暇等については、一般職で任期の定めのない常勤職員の例によりますが、育児休業の取得可能期間など一部異なる運用があります。

9 その他

(1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。

(2) 「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、安城市では、外国籍の職員は、「公権力の行使に当たる業務」に就くことができません。

(3) 提出書類は、理由を問わず返却しません。

(4) 給与、休暇等は、条例の改正により変更となる場合があります。

<問合せ先> 安城市役所企画部人事課人事係

電話：0566-71-2203(直通) / メール：jinji@city.anjo.lg.jp